

(抜粋)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ
基本制度ワーキングチーム 第1回会合

平成22年9月24日(金) 16:00~18:30

中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 会議の運営について

(2) 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱について
(主に基本制度設計について)

(3) 意見交換

3. 閉会

(配付資料)

【資料1】子ども・子育て新システムの検討体制について

【資料2】子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

【資料3】今後のスケジュール

【資料4】基本制度ワーキングチームの検討課題

【資料4参考】サービス・給付の保障、計画的な提供体制の確保

【資料5】構成員提出資料

(参考資料)

【参考1】子ども・子育て新システム検討会議について

【参考2】子ども・子育て新システム検討会議体制図

【参考3】基礎資料 幼児教育・保育を巡る現状等(データ編)

【参考4】基礎資料 幼児教育・保育を巡る現状等(施策編)

【参考5】参考条文

子ども・子育て新システムの検討体制について

子ども・子育て新システムについては、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に基づき、平成23年通常国会への法案提出に向け、子ども・子育て新システム検討会議の作業グループの下で、「基本制度ワーキングチーム」を開催するとともに、特に専門的に検討する必要がある事項が生じた場合には、作業グループに諮った上で決定するものとする。

1 「基本制度ワーキングチーム」の設置【別紙1】

(1) 目的

子ども・子育て新システムに関する意見交換等の場として、関係者が参加する「子ども・子育て基本制度ワーキングチーム」を開催する。

(2) 会議の位置づけ

ワーキングチームは、法案が成立後に設置される「子ども・子育て会議（仮称）」への移行も視野に入れて開催するものとする。そのため、ワーキングチームの構成メンバーについては、「子ども・子育て会議（仮称）」における構成を視野に決定するものとする。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣、政務官級会合）の下に、ワーキングチームを設置する。

【想定される協議事項】

- ・ 「子ども・子育て会議（仮称）」の運営の在り方（PDCAへの関与等）
- ・ 制度の基本骨格
- ・ 幼保一体化
- ・ その他の給付設計
- ・ 費用負担 等

(3) 事務局

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

2 「幼保一体化ワーキングチーム」の設置・開催【別紙2】

- こども園（仮称）の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討するため、ワーキングチームを設置する。
- 本ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に置く。

3 「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の設置・開催【別紙3】

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針（仮称）」について、先行して速やかにワーキングチームを設置し、議論を開始する。
- 本ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に置く。

<参考>ワーキングチームの構成イメージ

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度ワーキングチーム

子ども・子育て新システム制度全体の検討
「子ども・子育て会議（仮称）」の運営の在り方の検討

幼保一体化ワーキングチーム

幼保一体化を専門的に検討する会議を設置

こども指針（仮称）ワーキングチーム

こども指針（仮称）を専門的に検討する会議を設置

基本制度ワーキングチーム
開催要項

平成 22 年 9 月 16 日
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定
平成 22 年 9 月 24 日一部改正

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。」とされている。

そのため、子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、上記の関係者と意見交換等を行う場として、基本制度ワーキングチーム(以下、「ワーキングチーム」という。)を開催する。

ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に、設けるものとする。

なお、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設ける「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況については、必要に応じて、ワーキングチームに報告するものとする。

2. 構成

- (1)ワーキングチームは別添に掲げる者をもって構成する。
- (2)座長は、ワーキングチームの議事を整理する。
- (3)座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4)子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、ワーキングチームに出席することができる。

3. 庶務

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮り定める。

(別添)

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

【座長】	末松 義規	内閣府副大臣
	秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
	池田 多津美	全国国公立幼稚園長会会長
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
	奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
	尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
	菊池 繁信	全国保育協議会副会長
	倉田 薫	全国市長会社会文教委員長・大阪府池田市市長
	駒村 康平	慶応義塾大学経済学部教授
	坂崎 隆浩	日本保育協会理事
	高尾 剛正	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
	田中 常雅	東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
	田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部准教授
	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
	宮島 香澄	日本テレビ放送網解説委員
	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
	両角 道代	明治学院大学法学部教授
	山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
	山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
	渡邊 廣吉	全国町村会常任理事・新潟県聖籠町長

幼保一体化ワーキングチーム
開催要項

平成 22 年 9 月 16 日

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化することとし、「こども指針に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する」とされている。そのため、こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを検討するため、「幼保一体化ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を開催する。ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設けるものとする。

なお、こども指針(仮称)については、別に設ける「こども指針(仮称)ワーキングチーム」において、検討する。

また、ワーキングチーム及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告するものとする。

2. 構成

(1)ワーキングチームは別添に掲げる者をもって構成する。

(2)座長は、ワーキングチームの議事を整理する。

(3)座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(4)子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、ワーキングチームに出席することができる。

3. 庶務

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮り定める。

(別添)

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
入谷 幸二	全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
大橋 由美子	全国国公立幼稚園長会副会長
尾崎 正直	全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー・高知県知事
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
柏女 霊峰	淑徳大学社会福祉学部教授
金山 美和子	NPO法人マミーズ・ネット理事
清原 慶子	東京都三鷹市長
木幡 美子	フジテレビジョンアナウンサー
佐久間 貴子	ベネッセスタイルケア チャイルドケア事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会保育施策検討特別委員会委員長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山口 洋	日本子ども育成協議会副会長
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会生活福祉局次長
渡邊 廣吉	全国町村会常任理事 新潟県聖籠町長

こども指針(仮称)ワーキングチーム
開催要項

平成 22 年 9 月 16 日
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。」とされており、その策定に資するため、こども指針(仮称)ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を開催する。ワーキングチームは、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設けるものとする。

なお、「幼保一体化ワーキングチーム」及びワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告するものとする。

2. 構成

- (1) ワーキングチームは別添に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、ワーキングチームの議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、ワーキングチームに出席することができる。

3. 庶務

ワーキングチームの庶務は、子ども・子育て新システム検討会議事務局において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮り定める。

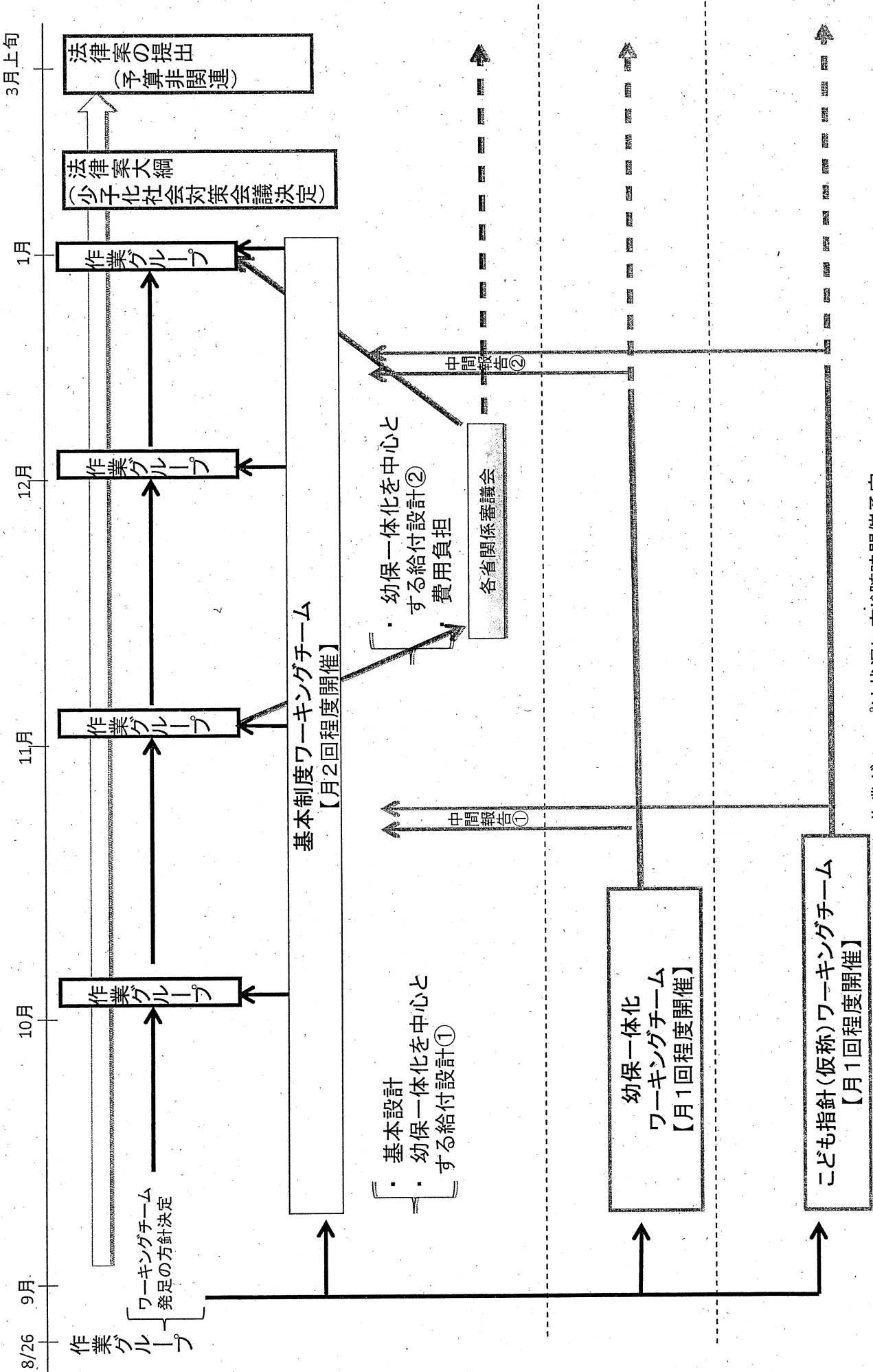
(別添)

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	東京都国公立幼稚園長会会長
池 節子	栃木県家庭教育オピニオンリーダー一連合会会長
大場 幸夫	大妻女子大学学長
岡上 直子	全国幼児教育研究協会副理事長
小田 豊	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
島田 教明	日本保育協会保育問題検討委員会委員
竹下 美穂	保育園を考える親の会会員
田中 雅道	全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
藤森 平司	全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
御園 愛子	全国保育協議会副会長
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
若盛 正城	NPO法人全国認定こども園協会代表理事
渡辺 英則	全国認定こども園連絡協議会副会長

子ども・子育て新システム・今後のスケジュール

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ
 基本制度ワーキングチーム(第1回)
 平成22年9月24日
 資料3



※ 作業グループは状況に応じ随時開催予定

基本制度ワーキングチームの検討スケジュール（案）

第1回

- 基本設計

第2回

- 基礎給付
 - ① 基礎給付の内容
 - ② 現金給付・現物給付の一体的な提供の法的枠組み

第3回

- 幼保一体給付（仮称）①
 - ① 認定方法、公的保育契約の考え方
 - ② 事業者参入の仕組み（指定基準の考え方（サービス類型等））
- 費用（報酬）の考え方①
 - ① 価格設定の在り方
 - ② 既存の財政措置との関係 等

第4回

- 幼保一体給付（仮称）②
- 費用（報酬）の考え方②

第5回

- 産前・産後・育児休業給付（仮称）①
 - 認定方法、給付水準 等
- 放課後児童給付（仮称）①
 - 認定方法、事業者参入の仕組み 等
- 費用（報酬）の考え方③

第6回

- 産前・産後・育児休業給付（仮称）②
- 放課後児童給付（仮称）②
- 費用（報酬）の考え方④

第7回

- 費用負担①
 - 国、地方、事業主、個人の費用負担
 - 子ども・子育て包括交付金（仮称）の枠組み
- 幼保一体給付（仮称）③
- その他①
 - 子ども・子育て会議（仮称）の設置
 - 実施体制

第8回

- 費用負担②
- 幼保一体給付（仮称）④
- その他②

第9回

- 法律案大綱（案）

※スケジュールについては、今後の検討状況により変更される可能性もある。

第1回基本制度ワーキングチームの検討課題

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（抄）平成22年6月29日 少子化社会対策会議決定

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。
 - ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
 - ② 質の確保されたサービスの提供責務
 - ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
 - ④ サービスの費用・給付の支払い責務
 - ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

国、都道府県、市町村の役割

【市町村の責務】

- 子ども・子育て支援のサービス・給付（基礎給付、両立支援給付等）に関する市町村の責務のあり方

- サービス・給付の保障、計画的な提供体制の確保
 - ① 市町村によるサービス・給付のニーズの的確な把握
 - ・ 足元のニーズ（潜在的なニーズを含む）の的確な把握
 - ・ 働き方の多様化、女性の就業率の上昇などに伴う将来的なニーズの把握
 - ② 市町村が計画的に提供体制を確保するための法的な枠組み（計画策定と計画に基づく提供体制の確保 等）
 - ③ 市町村の責務を果たすため、国・都道府県が市町村を支援するための役割の整理

- 質の確保されたサービスの提供、適切なサービスの確実な利用の支援
 - ① 必要な子どもに適切なサービスが確実に利用できるようにするための市町村が果たす役割
 - ② 質の確保に関して市町村が果たす役割（事業者に対する指導監督等）
 - ③ 市町村の責務を果たすため、国・都道府県が市町村を支援するための役割の整理

【国・都道府県の責務】

- 国・都道府県の市町村への重層的な支援
 - ① 国
 - ・ 市町村等に対して行う制度の円滑な運営のための支援のあり方（制度設計、交付金の交付 等）
 - ② 都道府県
 - ・ 市町村の業務に関する広域調整のあり方（入所の広域調整等）
 - ・ 市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための支援のあり方
 - ・ 都道府県が主体となって行う事業について 等